

大正区公告第 45 号  
令和 8 年 6 月 17 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、大正区役所窓口サービス課に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
JIANG JIAYI	